

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
がと
おき、
にそ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(二件)(地方課)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

家畜伝染病の発生(畜産課)

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画(〃)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

土地改良事業の認可(十三件)(〃)

土地改良法による換地処分(二件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集(総務課)

◇ 正 誤 平成元年三月鳥取県告示第三百十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による金持地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年十一月二十一日現在の地番による。)
金持字堂ヶ瀬	金持字堂ヶ瀬の全域 金持字柳ヶ谷尻一六二の二と一体をなす国有地の一部
金持字寸ヶ平	金持字寸ヶ平のうち一三の一、一三の二、一四の一、一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
金持字殿草里	金持字殿草里のうち二五の二の一部、二六、二七、二八の三の一部、二九の一、二九の三、三〇の七の一部、三一の一の一部、三一の三の一部、三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 金持字高目一五七四、一五七六と一体をなす国有地の一部
金持字荒神ノ前	金持字荒神ノ前のうち四一、四二と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>金持字妙見谷尻</p> <p>金持字殿草里三〇の七の一部、三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>金持字荒神ノ前四一、四二と一体をなす国有地</p> <p>金持字妙見谷尻のうち八九の四から八九の六までの一部、九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七の一、八七の二と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>金持字清水一〇五の一部、一〇六の一部、一〇八の一部、一〇九の一、一〇九の二、一一〇、一一一の一部、一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>金持字清水</p> <p>金持字妙見谷尻九一の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>金持字清水のうち一〇五の一部、一〇六の一部、一〇八の一部、一〇九の一、一〇九の二、一一〇、一一一の一部、一一の二の一部及び一〇五、一二五と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>金持字古川一四七八の一の一部、一四七九の一部、一四八九の二、一四九二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九一の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>金持字井谷ヶ市</p> <p>金持字井谷ヶ市のうち二八三の二の一部以外の区域</p> <p>金持字竹ノ下タ三一二、三一二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>金持字竹ノ下タ</p> <p>金持字井谷ヶ市二八三の二の一部</p> <p>金持字竹ノ下タのうち三一二、三一二、三四二の一、三四三の一、三四三の三、三四五の三、三四六の三と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>金持字古川一四七九の一部</p>	<p>金持字澤尻</p> <p>金持字澤尻のうち五一四の一の一部、五一五の一部、五一八、五一九の一の一部、五一九の二の一部、五二一の一の一部、五二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>金持字御蔵前</p> <p>金持字澤尻五一四の一の一部、五一五の一部、五一八、五一九の一の一部、五一九の二の一部、五二一の一の一部、五二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一七と一体をなす国有地の一部</p> <p>金持字御蔵前のうち五二三の一の一部、五三六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>金持字古鎌六一一の二</p>	<p>金持字馬場口</p> <p>金持字御蔵前五三六の三及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>金持字馬場口のうち五四五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>金持字牛淵五四七の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>金持字的場五七三の一部、五七四の一部、五七六の一部、五七七の一、五七八の一、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>金持字牛淵</p> <p>金字馬場口五四五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>金持字牛淵のうち五四七の二の一部、五五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>金持字上ミ根頃五五九の一、五六〇の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>金持字下モ根頃五六四の一部、五六五の一部、五六六から五七一まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>金持字的場五七三の一部、五七四の一部、五七五、五七六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>金持字土居谷七三三の一部、七三四の一部、七三五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>金持字渡瀬上り一三七三、一三七七から一三七九まで</p> <p>金持字教路塔一三六一</p>		

<p>金持字上ミ根頃</p> <p>金持字牛淵五五〇の一及びこれと一体をなす国有地 金持字上ミ根頃のうち五五四の二の一部、五六一、五六二 及び五五三の四、五五四の二、五五九の一、五六〇の一、 五五五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 金持字池ノ元一〇八三から一〇八六まで</p>	<p>金持字下モ根頃</p> <p>金持字上ミ根頃五六一、五六二及び五五五の三、五六一と 一体をなす国有地の一部 金持字下モ根頃のうち五六四の一部、五六五の一部、五六 六から五七一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以 外の区域 金持字土居谷七五九の二、七六〇、七六一、七六四、七六 五</p>	<p>金持字的場</p> <p>金持字的場のうち五七三の一部、五七四、五七五、五七六 の一部、五七七の一、五七八の一、五八六の一部及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域 金持字土居谷七三三の一部、七三四の一部及びこれらと一 体をなす国有地</p>	<p>金持字古鎌</p> <p>金持字古鎌のうち六一一の二以外の区域</p>	<p>金持字土居谷</p> <p>金持字土居谷のうち七三三から七三五まで、七五九の二、 七六〇、七六一、七六四、七六五及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域</p>	<p>金持字タカウメ</p> <p>金持字タカウメのうち七九三の二と一体をなす国有地の一 部以外の区域</p>	<p>金持字足谷尻下 モ</p> <p>金持字足谷尻下モのうち七九八の二、七九九の三、八二二 の一、八一三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並 びに七九八の一、八〇〇の一、八一〇、八一一と一体をな す国有地の一部以外の区域</p>	
<p>金持字野谷八三二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>金持字足谷尻下モ八一二の一、八一三の一及び八〇〇の一、 八一〇、八一一と一体をなす国有地の一部 金持字足谷尻上ミの全域</p>	<p>金持字野谷</p> <p>金持字野谷のうち八三二の二と一体をなす国有地の一部以 外の区域</p>	<p>金持字野谷尻</p> <p>金持字野谷尻の全域 金持字小園畑八五四の一部及び八五四と一体をなす国有地 の一部</p>	<p>金持字小園畑</p> <p>金持字小園畑のうち八五四の一部及び八五四と一体をなす 国有地の一部以外の区域</p>	<p>金持字平ル畑</p> <p>金持字平ル畑の全域 金持字本床地九六六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>金持字平ル畑左</p> <p>金持字平ル畑左のうち九五五の二三、九五五の二四以外の 区域</p>	<p>金持字本床地</p> <p>金持字平ル畑左九五五の二三、九五五の二四 金持字本床地のうち九六六と一体をなす国有地の一部以外 の区域</p>	<p>金持字池ノ元</p> <p>金持字上ミ根頃五五四の二の一部及び五五三の四、五五四 の二と一体をなす国有地の一部 金持字タカウメ七九三の二と一体をなす国有地の一部 金持字足谷尻下モ七九八の二、七九九の三及びこれらと一 体をなす国有地並びに七九八の一と一体をなす国有地の一 部</p>

金持字小原川端	金持字小原	金持字高目	金持字古川	金持字渡瀬上り	金持字教路塔	金持字野谷八三二の二と一体をなす国有地の一部 金持字池ノ元のうち一〇八三から一〇八六まで以外の区域
金持字寸ヶ平一三の一、一三の二、一四の一、一四の二及びこれらと一体をなす国有地 金持字殿草里二五の二の一部、二六、二七、二八の三の一部、二九の一、二九の三及びこれらと一体をなす国有地	金持字小原のうち一五九一の一、一五九二、一五九三の一、一五九三の二及びこれらと一体をなす国有地 国有地以外区域	金持字殿草里三〇の七の一部、三一の一の一部、三一の三の一部、三二の一部 金持字妙見谷尻八九の四から八九の六までの一部及び八七の一、八七の二と一体をなす国有地の一部 金持字古川一四九三の一及び一四九二の二、一四九三の一と一体をなす国有地の一部 金持字高目のうち一五七四、一五七六と一体をなす国有地以外区域	金持字清水一二五と一体をなす国有地の一部 金持字竹ノ下タ三四二の一、三四三の一、三四三の三、三四五の三、三四六の三と一体をなす国有地の一部 金持字古川のうち一四七八の一の一部、一四七九の一部、一四八九の二、一四九二の二、一四九三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九一の二と一体をなす国有地以外の区域	金持字渡瀬上りのうち一三七三、一三七七から一三七九まで以外の区域	金持字教路塔のうち一三六二以外の区域	

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年十月二十五日現在の地番による。）	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取県告示第三百三十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による第二舟谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。 平成元年三月十七日	金持字柳ヶ谷尻	金持字小原一五九一の一、一五九二、一五九三の一、一五九三の二及びこれらと一体をなす国有地 金持字小原川端の全域 金持字柳ヶ谷尻一六〇六の一及び一六〇六の二、一六二二の二、一六二二の四と一体をなす国有地の一部	金持字柳ヶ谷尻のうち一六〇六の一及び一六〇六の二、一六二二の二、一六二二の四と一体をなす国有地以外区域
大字江尾字船谷 宝大寺	大字江尾字船谷宝大寺の全域 大字江尾字船谷反り田三一五の一の一部、三一七の一の一					

大字江尾字船谷 反り田	部及び三一五の一と一体をなす国有地の一部
大字江尾字寺谷 尻	大字江尾字船谷反り田のうち三一五の一の一部、三一七の一の一部及び三一五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字江尾字寺谷尻のうち三三七の三の一部、三三八の一の一部、三三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字猿平三四五の一と一体をなす国有地有の一部
大字江尾字猿平	大字江尾字寺谷尻三三七の三の一部、三三八の一の一部、三三八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字猿平のうち三四五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字貝田字地蔵 平ラ	大字貝田字地蔵平ラのうち一〇七九の一部及び一〇七九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字貝田字落合	大字貝田字落合のうち一〇八二の一、一〇八二の三、一〇八二の六、一〇八二の七、一〇八三の一から一〇八三の三まで、一〇八四、一〇八四の一、一〇八五、一〇八六の一、一〇八六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字貝田字瀧ノ 下	大字貝田字瀧ノ下の全域 大字貝田字河原一〇二の一部、一一〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字貝田字河原	大字貝田字地蔵平ラ一〇七九の一部及び一〇七九と一体をなす国有地の一部 大字貝田字落合一〇八二の一、一〇八二の三、一〇八二の六、一〇八二の七、一〇八三の一から一〇八三の三まで、一〇八四、一〇八四の一、一〇八五、一〇八六の一、一〇

大字宮市字舟谷 坂下タ	八六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字貝田字河原のうち一〇二の一部、一一〇四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字宮市字学塔	大字宮市字舟谷坂下タの全域 大字宮市字学塔八七二の一の一部 大字宮市字学塔のうち八七二の一の一部以外の区域

鳥取県告示第三百三十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、岩美郡、東伯郡及び日野郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三条の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

平成元年四月十七日から
平成二年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

平成元年 午前十時三十分から
四月十七日 午前十一時三十分まで 岩美町 岩美町岩井消防屯所

平成元年 四月十八日	午後一時から 午後二時まで	鳥取岩美農業協同組 合小田支所
平成元年 四月十九日	午後三時まで	岩美町役場
平成元年 四月二十日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	福部村 福部村役場
平成元年 四月二十四日	午後一時から 午後三時まで	国府町 国府町林業会館
平成元年 四月二十五日	午前十時三十分から 午後二時まで	国府町農業協同組合 果実選果場
平成元年 四月二十六日	午前十時三十分から 午後三時まで	北条町 北条町役場
平成元年 四月二十七日	午前十時三十分から 午後二時まで	大栄町 大栄町農村環境改善 センター
平成元年 五月十日	午前十時から 午前十一時まで	東伯町 東伯町役場
平成元年 五月十一日	午後〇時三十分から 午後一時三十分まで	赤碕町 赤碕町役場
平成元年 五月十二日	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	日南町 日南町山上会館
平成元年 五月十二日	午前十時から 正午まで	日南町 日南町公民館阿毘縁 支館

平成元年
五月十七日

午後一時から
午後三時まで

日野町 日野町公民館

平成元年
五月十八日

午前十時から
午後三時まで

日野町山村開発セン
ター
江府町 江府町農業協同組合
準低温農業倉庫

平成元年
五月十九日

午前十時から
正午まで

溝口町 溝口町中央公民館

鳥取県告示第三百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があったので、同条第五項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

豚丹毒	家畜伝染病の種類	豚	家畜の種類	患畜	区分	一	頭数	平成元年 三月九日	発生年月日	西伯郡名和町 大字小竹一二	発生場所	境港市小篠津 一町三六二八	飼養場所
-----	----------	---	-------	----	----	---	----	--------------	-------	------------------	------	------------------	------

鳥取県告示第三百三十八号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二

号)第二条の三第一項の規定に基づき、平成七年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、同条第四項の規定により公表する。

その計画書は、鳥取県農林水産部畜産課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画(昭和五十九年八月鳥取県告示第六百六号)は、廃止する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 金 田 行 夫 西伯郡名和町大字豊成九四五

平成元年三月一日退任

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯郡泊村大字原四六一藤井賢一ほか五人の者が共同して行う土地改良事業(非補助事業原地区区画整理)を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(農村地域定住促進対策事業伏野地区農道整備)を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（地域改善）倉田地区農道整備）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業東郷（村上）地区区画整理）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平地区農業用排水）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）長柄地区農道整備）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢）地区農道整備）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢第一）地区農業用排水）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢第二）地区農業用排水）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原）地区農道整備）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取第三）地区農道整備）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷）地区農業用排水）を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業（日野（本郷）地区区画整理）を平成元年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る金持地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る第二舟谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。
平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
光徳土地改良区	土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）倉谷地区農業用排水	平成元年二月二十日
“	小竹地区 “	“

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年三月二十日(月) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 県立学校長人事について

2 その他

正 誤

平成元年三月鳥取県告示第三百十二号(土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について)中次の箇所~~に誤りがあったので、訂正する。~~

頁 段 行 誤 正

四 上 十四 総裁 総裁

六 上 六 平成元年 月 日 平成元年三月八日

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成元年度（平成元年4月から平成2年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成元年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

Ⓔ

（団体にあつては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】